

# 健康センター利用料が 医療費控除の対象となります



## 【健康センターは指定運動療法施設に認定されています】

厚生労働省は、国民の健康づくりを推進する上で適切な内容の施設を認定し、その普及を図るため「健康増進施設認定規程」を策定し、健康増進施設について大臣認定を行っています。

健康増進施設のうち一定条件を満たす施設を厚生労働省健康局長が  
「指定運動療法施設」と指定しています。



指定運動療法施設となったことで、健康センタートレーニングルーム利用者の利用料金(一日券・回数券・フリーパス)が確定申告時の医療費控除対象となります。



## /// 医療費控除申請までの流れ ///

### 医療費控除

1年間(1~12月)の医療費が一定額を超えた場合に所定の手続きを行うことで所得控除が受けられる制度

健康度測定

運動処方を受ける

利用  
(運動)

領収書  
整理

運動療法  
実施証明書  
請求

確定申告  
書類作成

確定申告  
控除申請

健康センターへの必要書類請求期間については毎年12月末頃に掲示いたします。

税務署

確定  
申告

## 確定申告時に医療費控除を申請する際に必要な書類

- ① 健康度測定後に発行された運動処方(健康センターへ請求)
- ② 健康センターの利用にかかった利用料領収書(ご自身保管)
- ③ 「運動療法実施証明書」(健康センターへ請求)

を、確定申告時医療費控除として税務署へ提出してください。

※ 健康センター担当医師が作成する「運動療法実施証明書」に“疾病なし”等と記載された場合、申請が認められない場合もあります。



公益財団法人 江東区健康スポーツ公社

江東区健康センター